平成２１年（フ）第１４２号
新潟県長岡市栃尾大野町１丁目３番30号
破産者　スモン縫製株式会社
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１６７５号
京都市下京区梅小路西中町32番地
破産者　株式会社シンクス
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第６２４６号
大阪府池田市荘園１丁目12番６号
破産者　有限会社北原工務店
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３１９号
大阪府守口市菊水通３丁目３番13号
破産者　三宅興産株式会社
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７８７号
大阪市淀川区西中島３丁目９番13号
破産者　株式会社マジカルビット
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８８３号
大阪市平野区加美正覚寺４丁目２番15号
破産者　株式会社ミゾハタ
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２０号
福岡県遠賀郡岡垣町大字吉木743番地の３
破産者　株式会社アーバンマテリアル
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成１９年（フ）第４９号
函館市富岡町１丁目19番５号
破産者　株式会社カネヒラ伊藤建設
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第６１号
岩手県久慈市二十八日町１丁目７番地
破産者　株式会社山大商店
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第２７１３号
東京都世田谷区上祖師谷６丁目24番23号
破産者　医療法人社団緑楓会
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３９０号
東京都大田区京浜島２丁目４番３号
破産者　株式会社スタジオいちよんいち
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９７１号
埼玉県越谷市南越谷１丁目６―56
破産者　茂手木　進
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７００号
埼玉県越谷市南越谷１丁目３番25号
破産者　株式会社エムテック
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３０５７号
横浜市旭区鶴ケ峰２丁目77番地の１
破産者　株式会社松尾俊和事務所
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０６５号
横浜市神奈川区羽沢町228番地
破産者　有限会社プロパティーマネージメントオジマ
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４５５号
福井県鯖江市鳥羽１丁目10番21号
破産者　有限会社福井サンビスタ
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５６号
福井県鯖江市鳥羽１丁目10番21号
破産者　有限会社福井リフォーム
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第５８４号
静岡県浜松市北区引佐町井伊谷3724番地の８
破産者　峰野建設株式会社
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
静岡県浜松市中区早出町1249番地の18
破産者　株式会社徳増工務店
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３３９号
静岡県浜松市南区増楽町464番地の３
破産者　株式会社ＹＫＹ
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２７５号
神戸市西区水谷３丁目９番７号
破産者　株式会社昭建
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３３９号
兵庫県明石市東野町1906―１
破産者　宮本　行雄
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４０３号
神戸市西区伊川谷町長坂866番地の４サンフレンド長坂401号
破産者　有限会社アップドラフト
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係